

○三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例

平成26年3月28日
条例第3号

(設置)

第1条 高齢者が可能な限り地域での生活が継続できるような支援を目指し、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項の地域包括支援センター(以下「センター」という。)及び地域密着型サービス事業の公正かつ中立な運営を図るため、三豊市地域包括支援センター等運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) センターの設置、変更、廃止等に関する事。
- (2) センターの運営及び評価に関する事。
- (3) センターの職員の確保に関する事。
- (4) 地域包括ケアに関する事。
- (5) 地域密着型サービス事業者の指定等に関する事。
- (6) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬改定に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健、福祉又は医療関係団体の代表者又は関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定により会長が互選されるまでの間、委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略